

海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化

令和3年11月5日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 現行制度の概要

商標権等の知的財産権を侵害する物品及び形態模倣品等の不正競争防止法に違反する物品（以下「侵害物品」という。）は、関税法上の「輸入してはならない貨物」として、税関での取締対象となっている。また、商標法等の産業財産権法においては、事業性のない者により輸入される模倣品は、商標権等を侵害する物品に該当しないため、税関での取締対象となっていない。

（注1）産業財産権法とは、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法をいう。

（注2）関税法上の侵害物品の範囲は、関係省庁が所管する各知的財産法において規制されている輸入行為に係る侵害物品の範囲と同一。

税関長は、模倣品等の知的財産を侵害する疑義のある貨物を発見した場合、認定手続を開始し、商標権者等の権利者及び輸入者それぞれから提出された証拠等に基づき、侵害物品であるか否かの認定を行う。認定手続を開始する際には、税関長は、権利者及び輸入者に対し、認定手続が執られた貨物（以下「疑義貨物」という。）が侵害物品に該当するか否かについて証拠等を提出できる旨の通知を行う。

また、税関長は、認定手続を経て、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合には、当該貨物を没収することができ、侵害物品に該当する貨物を輸入した者は、関税法で定める罰則の対象となる。

（注3）商標法等においては、事業性のない者による標章の使用等は侵害行為に該当しないことから、事業性のない者による模倣品の輸入は罰則の対象とならない。

2. 改正の必要性

越境電子商取引の進展に伴い、海外の事業者と日本国内の個人との間の直接取引による模倣品（特に商標権関連）の輸入が増加しているところ、事業性のない者により輸入される模倣品（いわゆる個人使用目的で輸入される模倣品）は、税関での取締対象となっていない。

（参考）近年、税関の認定手続において、模倣品（特に商標権関連）を輸入しようとする者からの個人使用目的の輸入である旨の主張が増加。

令和3年度関税改正に係る本審議会答申においては、「商標法等の改正が行われた場合には、その施行と同時に、（中略）税関で水際取締りを実施することが必要であるため、必要な制度改正について速やかに検討することが適当である。」とされているところ、令和3年5月に成立・公布された特許法等の一部を改正する法律による改正商標法及び意匠法において、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化さ

れた（施行日は、公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日。）。

また、令和3年7月に決定された知的財産推進計画2021（知的財産戦略本部決定）においては、「商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害と位置付ける改正案が国会で成立し、公布されたことから、その施行と同時に、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、関税法等の改正を含めて検討の上、必要な措置を講じる。」とされている。

3. 検討を要する事項

改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品について、税関における水際取締りの対象とするため、当該物品を関税法の輸入してはならない貨物に位置付けるとともに、認定手続の対象とする（以下「新規規制」という。）場合において、以下の点について検討する必要がある。

（1）輸入者に対する罰則の整理

関税法第109条第2項は、商標権等を侵害する物品を輸入した者に対する罰則を規定している。改正商標法等では、新たに海外の事業者が郵送等により持ち込んだ模倣品についても商標権等を侵害するものとされた。この場合、輸入した者が事業性のない者であっても、当該模倣品は商標権等を侵害する物品となる。

一方、事業性のない者の行為については、現行と同様、改正後の規定においても商標の使用等に該当せず、商標権等の侵害は成立しない。このため、商標権等を侵害する物品を輸入した者のうち、事業性のない者については、商標権等を侵害する者には該当せず、商標法等において、罰則の対象とされていない（商標法第78条、第78条の2、意匠法第69条、第69条の2）。

以上を踏まえれば、当該者に関税法の規定により刑罰を科すことは適切ではない。

（2）輸入者が疑義貨物について侵害物品に該当しない旨を主張する場合の手続規定

現行制度に係る認定手続においては、輸入者が疑義貨物について侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該輸入者に証拠の提出を求めることができる規定は設けられていない。

新規規制を実施するに当たって、その認定手続においては、税関長は海外の仕出人に事業性があるか否かを認定しなければならないことから、新規規制の

実効性の確保のためには、仕出人の事業性に係る証拠を入手する必要がある。この場合、通常、新規規制に係る疑義貨物を輸入しようとする者は、仕出人に係る証拠を入手することが可能であり、当該証拠を税関に提出することは、過度な負担ではない。さらに、それにより、疑義貨物が侵害物品に該当しないと認定され、輸入が許可されれば、輸入者利益の確保にも資する。

また、現行制度においても、税関長が侵害該否の認定を適切に行うための判断材料を輸入者から十分に得られない場合があり、税関長が当該輸入者に対して、証拠の提出を求めることができるようになれば、制度の実効性及び輸入者利益の確保が可能となる。

したがって、認定手続一般において、税関長が輸入者に対して証拠の提出を求めることができるようにすることが望ましい。

4. 改正の方向性

改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品を、関税法の輸入してはならない貨物として規定するとともに、認定手続の対象とすることとすることが適当ではないか。

改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品を輸入した事業性のない者は、関税法上の罰則の対象としないこととすることが適当ではないか。

認定手続一般において、疑義貨物を輸入しようとする者が、当該物品が侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該者に対して、その旨を証する書類の提出を求めることができるよう、規定を整備することとすることが適当ではないか（注）。

（注）提出を求める書類の種類は、通達等で例示する予定。